

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちは、日本の経済成長や技術革新によって、便利で豊かな社会の恩恵を受けています。その反面、工業の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水*等による水質汚濁、廃棄物の増大、電気やガス等の消費の増大による地球温暖化*問題等、人間の生産活動が活発になるにつれて環境に様々な問題が生じ、将来にわたって、良好で快適な環境の恵みを受け続けることに赤信号がともっています。

このため、今こそ、社会経済システムと自然環境のバランスが保たれた持続可能な社会*を構築し、私たちの大量消費的なライフスタイルや社会経済システムを転換し、恵み豊かな地球環境を保全していくことを真剣に考えなければなりません。

空間的、時間的広がりを持つ環境課題を解決するため、国では、環境政策の基本理念と基本的な施策の方向を示す環境基本法を平成 5 年 11 月に制定し、平成 6 年 12 月に環境基本計画が閣議決定されました。

平成 12 年 2 月に第二次環境基本計画が、平成 18 年 4 月に第三次環境基本計画が策定されました。そして、平成 24 年 4 月には、東日本大震災の影響を踏まえて、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素*」・「循環*」・「自然共生*」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけた第四次環境基本計画が策定されました。

千葉県では、平成 8 年に環境基本計画を策定、平成 20 年に見直しが行われ、平成 27 年には東日本大震災以降の新たな課題に対応すべく一部改訂を行いました。

本市においても、平成 9 年 3 月に柏市環境基本計画を策定しました。平成 15 年 3 月には、平成 13 年 9 月に策定した柏市環境基本条例を契機に改訂を行い、さらに平成 21 年 3 月には、平成 17 年 3 月の柏市と沼南町との合併等を踏まえて改訂しました。

そして、このたび国・県等の計画との整合を図りながら、本市を取り巻く社会情勢等に対応するために改定を行いました。

また、本市では平成 20 年 4 月より、従来の ISO14001 に代わる継続的改善のしくみを有する環境マネジメントシステム*として、柏市環境管理システム (Kashiwa Environmental Management System, 以下「KEMS」という。)を導入し、本計画に係る環境施策の進捗管理に努めています。

トピックス

柏市環境管理システム (KEMS)

KEMS は、本市の環境施策を効果的に進めるために、従来の ISO14001 に代わる継続的改善のしくみを取り入れた柏市独自の環境マネジメントシステムです。KEMS を活用することで、本市が管轄するすべての施設を対象として、本計画の環境施策に係る事業の進捗管理を効率的に行えるだけでなく、環境保全と創造に向けた組織横断的な取組の促進、法令遵守にかかる説明責任及び市民・事業者の環境行動を促進することを目指しています。

2 改定方針

「柏市環境基本計画（平成 21 年 3 月改訂。以下「旧計画」という。）」の 7 年間に於いて、環境問題を巡る国内外の情勢は変化しており、本市の環境政策においても「柏市生きもの多様性プラン（平成 23 年 3 月策定）」や「第二期柏市地球温暖化対策計画（平成 26 年 3 月策定）」等、様々な実施計画を策定し推進してきました。また、本市のまちづくりの基本となる総合計画について、「柏市第五次総合計画」を策定しました。

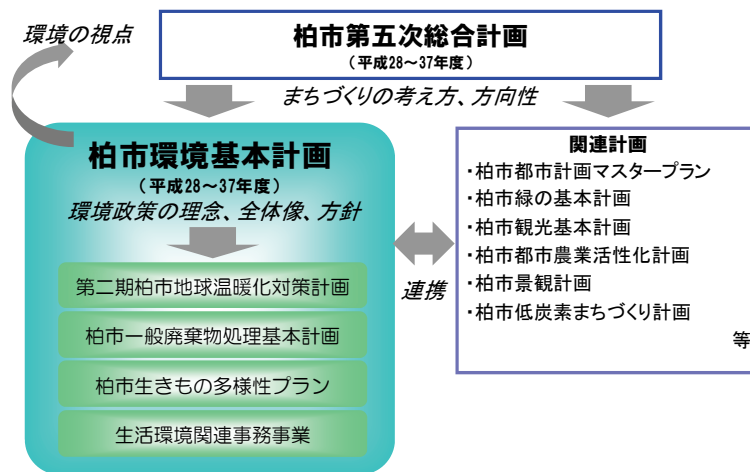
これらの状況を受けて、本計画の改定に際して以下のことを改定方針としました。

- ① 「柏市環境基本計画」は、「柏市第五次総合計画」の下位計画（部門別計画）として、市が行う環境に関する施策の基本的な考え方や方向性について定める。
- ② 環境分野の個別計画と理念等の主要部分を共有し、環境分野におけるマスタープランとして位置づける。
- ③ 環境分野に関連する各種計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を組織横断的に推進する。
- ④ 地球温暖化をはじめとした広域な環境問題については、国等の方針に歩調を合わせながら、可能な限り独自性、先進性のある取組を推進する。
- ⑤ 計画の進捗管理は、施策に係る事業を「柏市環境管理システム（KEMS）」において、事務事業として登録し、運用することにより行う。

3 位置付け

本計画は、柏市第五次総合計画を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進します。

また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。



主な関連計画

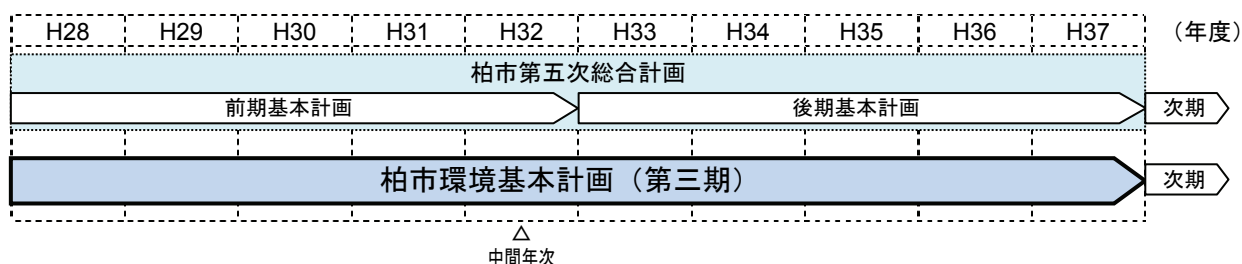
柏市都市計画マスタープラン	平成 21 年度～平成 37 年度（短期～平成 27 年度）
柏市緑の基本計画	平成 21 年度～平成 37 年度（中間年平成 27 年度）
柏市観光基本計画	平成 26 年度～平成 35 年度
柏市都市農業活性化計画	平成 27 年度～平成 31 年度
柏市生きもの多様性プラン	平成 23 年～平成 62 年（当面～平成 27 年，中期的～平成 32 年）
柏市一般廃棄物処理基本計画	平成 24 年度～平成 34 年度（目標 平成 28 年度）
柏市景観計画	平成 19 年度～
第二期柏市地球温暖化対策計画	平成 26 年度～平成 32 年度
柏市第五次総合計画	平成 28 年度～平成 37 年度（前期～平成 32 年度）
柏市低炭素まちづくり計画	平成 27 年度～平成 42 年度（中間年次平成 32 年度）

4 計画期間

本計画は、長期的な目標として望ましい環境像を掲げ、中期的な施策の方向を示すものであることから、計画期間を平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とします。

計画の推進においては、毎年度具体的な取組についての進捗管理（後述）を行うとともに、中間年次（平成 32 年度）において進捗の総括を行います。その状況や市政の動向、社会情勢、政府の動向や制度整備等を踏まえ、必要に応じて見直し、部分改訂を行います。

また、本計画期間は、柏市第五次総合計画の計画期間（平成 28 年度から平成 37 年度）及び中間年次（平成 32 年度）と整合しています。



5 目的と対象

(1) 目的

本計画は、「柏市環境基本条例第 9 条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

そのため、以下の点について明らかにし、推進主体間で共有します。

- ① 環境の保全及び創造に関する本市の将来像（望ましい環境像）
- ② 将来像の実現に向けた総合的かつ長期的な取組の方向性
- ③ 市民、事業者、市のそれぞれの役割と責務
- ④ 計画の進行を管理するための推進方策

(2) 対象

「柏市環境基本条例第 2 条」に基づき、本計画が対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

分野	内容
自然環境	生物、生態系 [*] 、水域、緑地等の地形等自然的要素
生活環境	人の生活、活動に伴い環境に変化を与える要素 いわゆる典型 7 公害 [*] （大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤沈下） 及び環境負荷関連要素（化学物質、放射性物質、資源循環、廃棄物等）
快適環境	自然環境の回復の条件の創出、良好な生活環境の整備等環境の創造要素 都市の緑化、水辺の整備、都市景観等
地球環境	人の活動が地球規模の環境に影響を与える要素 地球温暖化、オゾン層 [*] 破壊、酸性雨 [*] 、海洋汚染、野生生物の種の減少等

6 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・市です。

市民と事業者には、社会活動に取り組むNPO*、NGO*、地域団体、事業者団体等を含み、通勤・通学・観光などで本市を訪れる人々にも協力していただきます。

また、市域を超える広域的な取組については、関係自治体等と連携を取ります。

そして、「柏市環境基本条例第4条（市民の責務）、第5条（事業者の責務）、第6条（本市の責務）、第7条（本市を訪れるすべての人々の責務）」に基づき、本計画を推進する各主体の役割と責務を次のものとします。

(1) 市民の役割と責務

- ・ 日常生活において環境への負荷の低減に配慮するとともに、市が実施する施策に積極的に協力し、環境の保全と創造に貢献します。
- ・ 身近な自然環境がもたらす効用を尊重し、自然との共生を図ります。

(2) 事業者の役割と責務

- ・ 事業活動や廃棄物の処理について、環境への負荷の低減に努め、公害が生じないようにするとともに、地域の自然環境や生活環境を保全します。
- ・ 事業活動において、環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

(3) 市の役割と責務

- ・ 市民・事業者との協力の下、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、実施します。
- ・ 市域を超える広域的な取組については、国や他の地方公共団体、関係団体等との協力の下、実施します。

(4) 本市を訪れる人々の役割と責務

- ・ 本市を訪れることによる、環境負荷の低減に配慮するとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

◆各主体の行動のイメージ

